

第5回近畿圏物資流動調査結果【速報版】

1 第5回近畿圏物資流動調査について

私たちが活動する地域は、生活に必要な食料、衣料といった商品や、産業活動に必要な原料や部品など、多くの「物」が適切に届けられてはじめて成り立ちます。

京阪神都市圏交通計画協議会では、京阪神都市圏の望ましい交通体系の実現をめざし、昭和45年以降、人の動きや物の動きに着目した種々の調査の実施・検討ならびに総合都市交通体系の計画・提案を重ねてまいりました。

このたびその一環として平成27年度に実施した「第5回近畿圏物資流動調査」の調査結果について、速報版がまとまりましたのでお知らせします。

2 第5回近畿圏物資流動調査のねらいとその内容

(1) 調査のねらい

近畿圏における望ましい総合都市交通体系の確立に向けて、様々な物の動きや事業所の立地特性、物流拠点の立地ニーズを把握し、物流の実態や立地ポテンシャルを分析することで、物流面から見た都市交通課題の抽出や今後の物流のあるべき姿に関する調査を行っています。

(2) 調査の概要

● 調査時期

平成27年10月～11月

<調査対象地域>

● 対象地域

近畿2府4県

(奈良県・和歌山県の一部山間部を除く)

⇒一定数以上の事業所が立地しており、平成17年度（第4回調査）以降に高速道路ネットワークが整備された地域を新たに調査対象として追加

□:第5回調査(H27)で新たに加わった圏域



● 対象業種

製造業：金属製造業、化学製品製造業、
機械器具製造業、軽工業品製造業

卸売業：原材料卸売業、製品卸売業

運輸業：輸送業、倉庫業

小売業

サービス業

● 対象事業所

近畿圏に立地する約58万事業所※1の内、物流に関連する業種の中から、約6万5千事業所を無作為に抽出し、調査を実施しました。(抽出率：11%)

※1:平成26年度経済センサス(総務省)より

● 調査内容

今回の調査では、約1万4千事業所の方々に回答をいただき、各事業所における物流機能、立地特性、発生集中量、搬出・搬入圏域といった基礎的な情報を把握しました。

(3) 近畿圏における物流施策に求められる視点

物流に関する国の動きや、物流を取り巻く社会情勢等の変化及び自治体の施策ニーズ等を踏まえた、物流施策に求められる視点と想定される施策例は以下の通りです。

なお、本資料においてはこのうち、「A 物流施設の適正立地」「B 貨物車交通の適正化」に関連する分析結果を整理しています。

A 物流施設の適正立地

- ① 高速道路インターチェンジ(以後IC)周辺における広域的な物流施設の立地誘導
- ② 市街地における物流施設の立地誘導
- ③ 居住地における物流施設と住宅の混在による影響への対応 等

B 貨物車交通の適正化

- ① 産業を支える広域物流ネットワークの構築
- ② 幹線道路、一般道路における渋滞・事故への対応
- ③ 貨物車の路上待機の軽減・解消 等

C 都市環境の改善

- ① 中心市街地における末端物流の適正化
- ② 中心市街地への貨物車の流入抑制、経路誘導 等

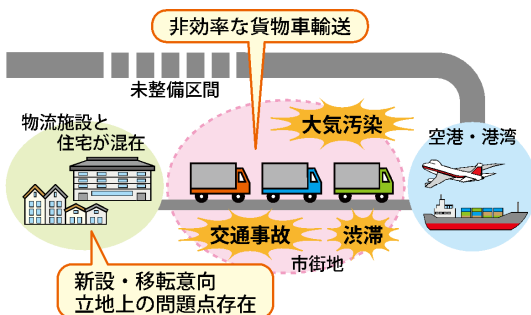
D 大規模災害への対応

- ① 災害に強い物流ネットワーク・物流拠点の整備促進
- ② 物流施設の機能更新(耐震化) 等

【物資流動調査から得られる結果及び施策検討のイメージ】

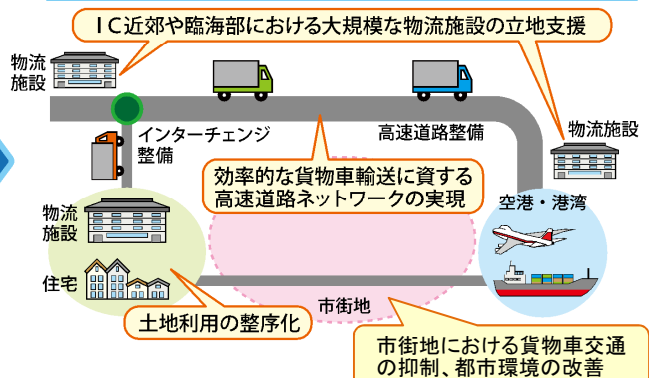
現状の課題

- ・非効率な貨物輸送の存在
- ・高速道路の未整備区間の存在
- ・環境対策へのニーズの高まり
- ・・・等



将来の目標

- ・輸送面からの産業支援による経済活性化
- ・空港・港湾へのアクセス性向上による国際競争力の強化
- ・輸送の効率化による環境問題への対応
- ・・・等



3 第5回近畿圏物資流動調査の結果（概況）

(1) 高速道路周辺地域に事業所の立地が多く、広域的な物流もみられます

近畿圏において、過去10年間に事業所が立地した地域からの物流実態（物資の発着状況）がわかります。

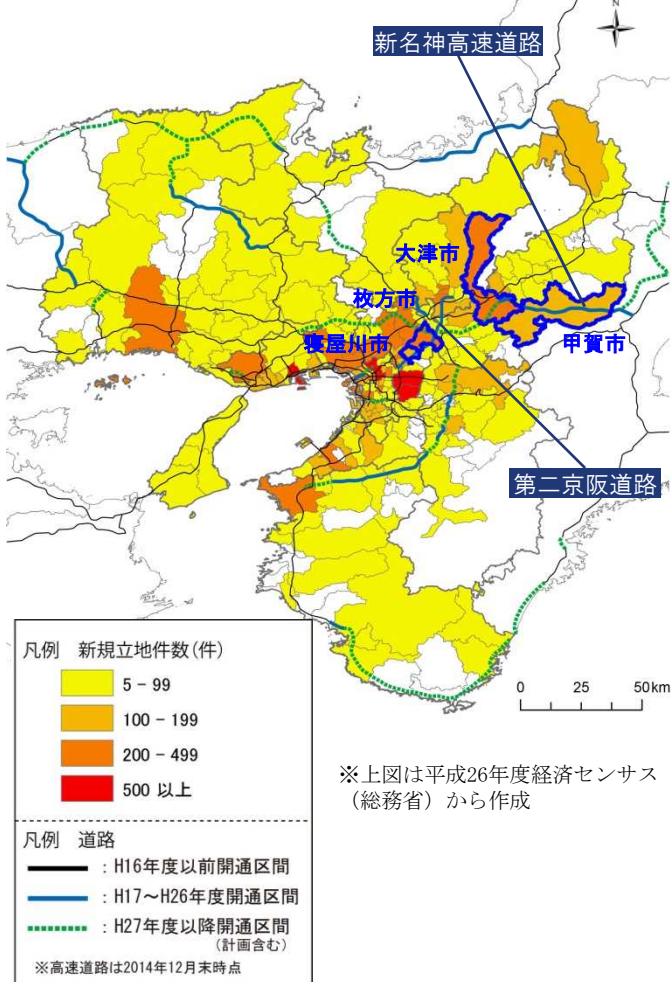
【高速道路整備と事業所立地の状況】

- 平成26年度経済センサス（総務省）を用いて、事業所立地について整理したところ、平成17年度以降（第4回調査後）の新規立地は大阪市全体で約5,900件、大阪府北東部（東大阪市）で約700件となっています。
- 高速道路ネットワークが整備された地域で事業所の立地が多くみられ、新名神高速道路周辺地域では大津市・甲賀市でそれぞれ約250件・110件、第二京阪道路周辺地域では枚方市・寝屋川市でそれぞれ約380件・190件の新規立地がみられます。

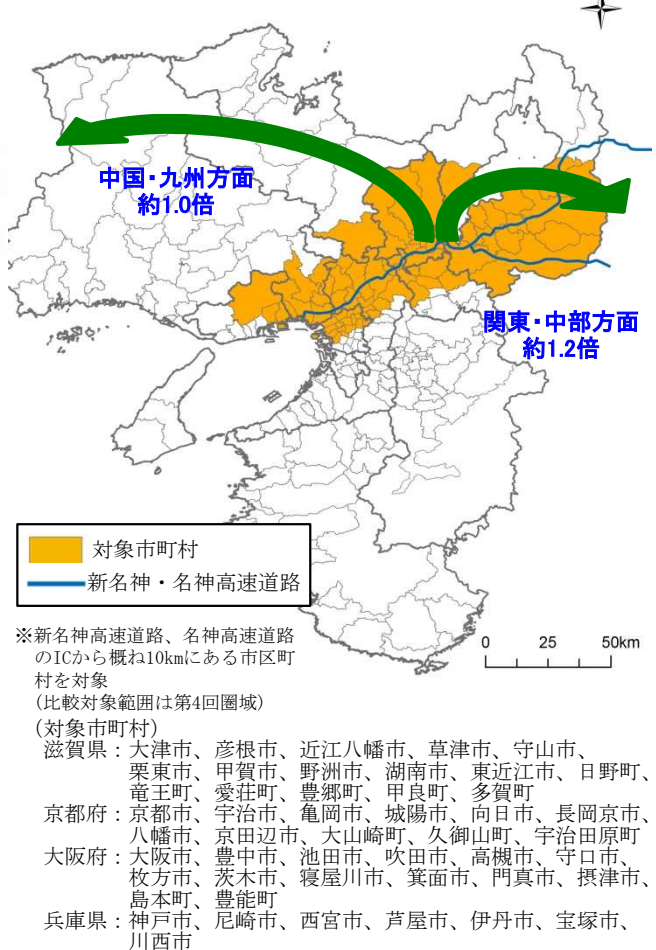
【新名神・名神高速道路からの物流実態】

- 新名神高速道路の整備により、新名神高速道路・名神高速道路のダブルネットワークの構築が進んでいます。
- 高速道路周辺の事業所からは、近畿圏外への広域的な物流がみられ、第4回調査（H17）に対して、中国・九州方面で同等の物流量がみられるとともに、関東・中部方面においては物流量が約1.2倍になっています。

〈第4回調査以降の道路整備及び事業所立地〉



〈新名神高速道路・名神高速道路周辺事業所から近畿圏外への物資流動〉



今後の検討では・・・

事業所の立地の現状や物の動き、物流に関するニーズ等を分析することにより、広域物流ネットワークの構築、近畿圏における物流施設の適正な立地を促すための施策等を検討します。

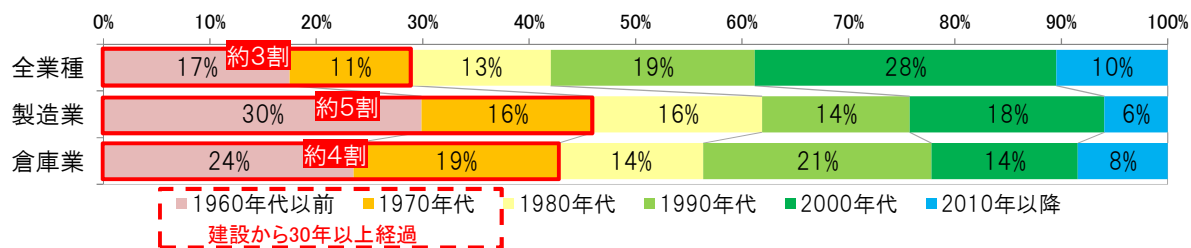
(2) 建設から30年以上経過した事業所が約3割あります

近畿圏においては、建設から30年以上経過している事業所が多く存在しており、これらの事業所の多くが住居系用途地域※2に立地していることがわかります。

【建設から30年以上経過した事業所の状況】

- ・近畿圏に立地している事業所のうち、建設から30年以上が経過している事業所の割合は、全業種では約3割、製造業・倉庫業に着目するとそれぞれ約5割・約4割となっています。
- ・建設から30年以上経過した事業所は施設の老朽化が懸念されます。

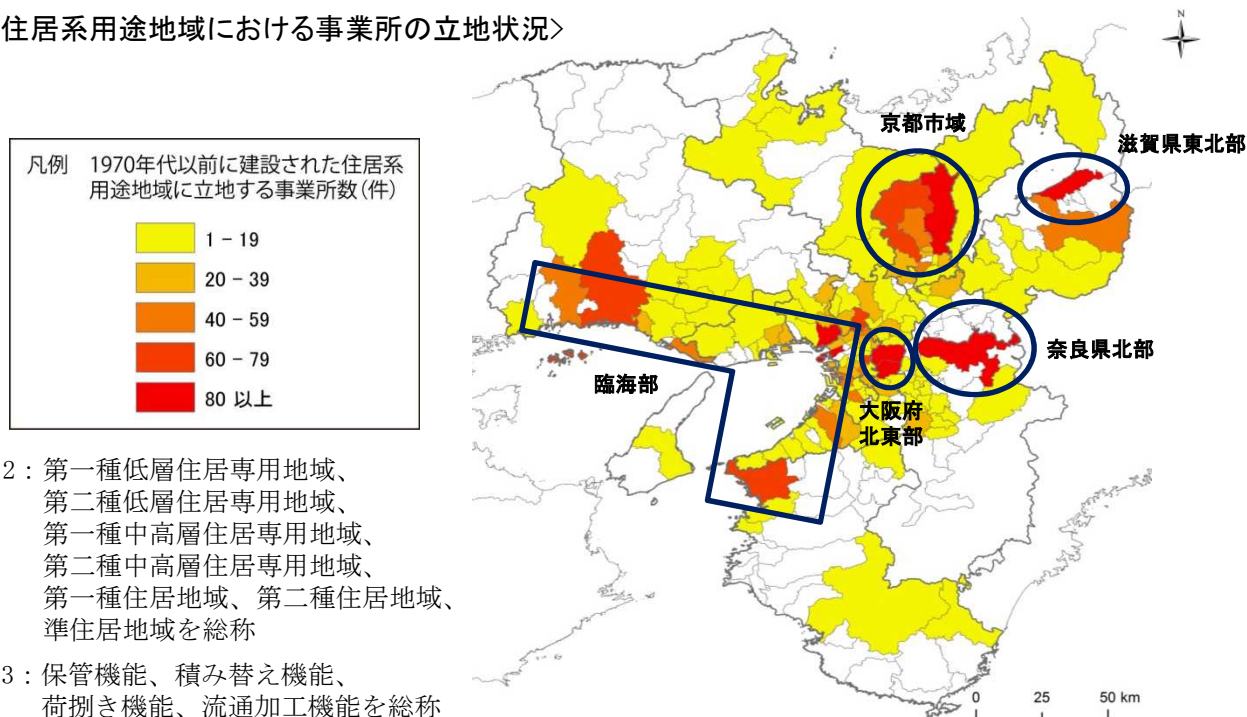
＜近畿圏における事業所の建設年代の割合＞



【住居系用途地域における事業所の立地状況】

- ・建設から30年以上が経過している物流機能※3を保有する事業所に着目すると、臨海部（概ね、姫路市～神戸市～尼崎市～大阪市～堺市～和歌山市に至る地域）全体で約850件、内陸部では京都市域・大阪府北東部（東大阪市、八尾市）・奈良県北部（奈良市）・滋賀県東北部（彦根市）などでそれぞれ80件を超える事業所が、住居系用途地域に混在立地しており、道路交通や環境面での影響が懸念されます。

＜住居系用途地域における事業所の立地状況＞



今後の検討では・・・

近畿圏における産業の持続的発展を図るため、老朽化が進行している事業所に対しては、適切に機能更新を促す施策等を検討します。また、居住地においては物流施設と住宅の混在による影響への対応を検討します。

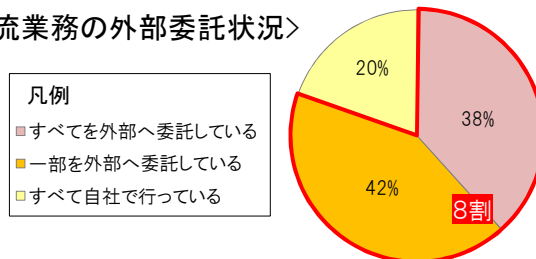
(3) 求められる物流機能に変化がみられています

近畿圏における物流機能を保有する事業所（以下、物流関連事業所という）について、敷地の広さを重視する声が減少する一方、労働力の確保しやすさを重視する声が増加するなど、事業所の機能・形態やニーズに変化が見られます。

【物流業務の外部委託状況】

- 物流業務の外部委託をしている物流関連事業所の割合（すべてを外部へ委託、一部を外部へ委託）は全体の8割を占めており、物流効率化に向けた取り組みがなされています。

＜物流業務の外部委託状況＞



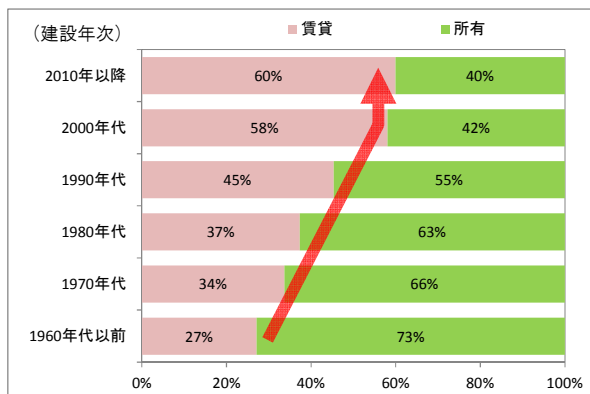
【物流関連事業所の敷地保有形態の変化】

- 物流関連事業所の敷地所有形態をみると、賃貸型の割合が高まっていますが、近年はその傾向が鈍化しています。

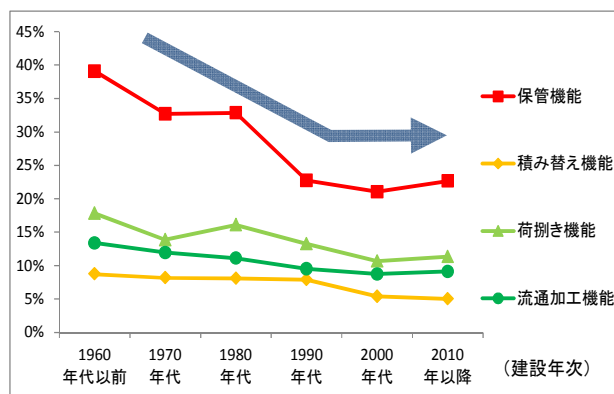
【物流関連事業所の保有機能の変化】

- 保管機能を保有する物流関連事業所の割合は減少傾向にありましたが、近年はその傾向が鈍化しています。

＜建設年次別にみた事業所の敷地保有形態＞



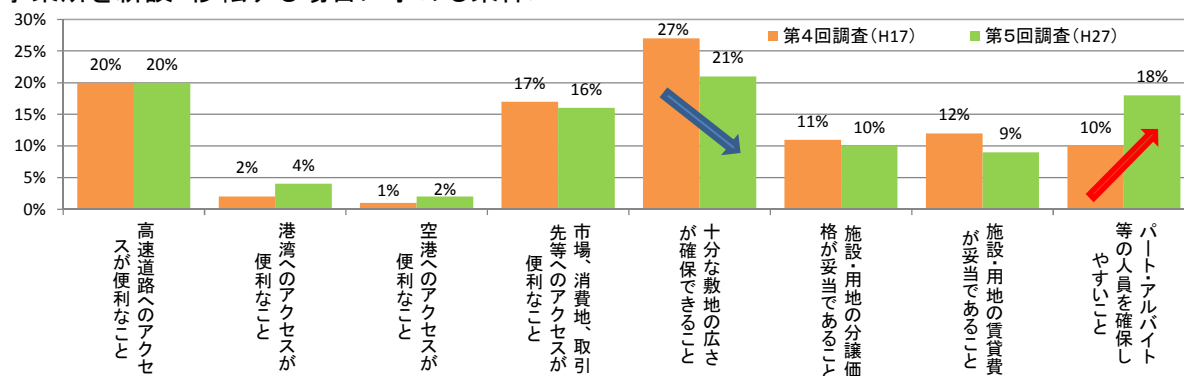
＜建設年次別にみた事業所が保有する物流機能＞



【物流関連事業所を新設・移転する場合に求める条件の変化】

- 物流関連事業所が事業所立地に求める条件について、第4回調査(H17)と比べると、十分な敷地の広さが確保できることの必要性が低くなっています。その一方で、パート・アルバイト等の人員を確保しやすいことが重視されていることがわかります。

＜事業所を新設・移転する場合に求める条件＞



今後の検討では・・・

地域や物流業務形態といった観点から、事業者ニーズの変化動向を把握し、物流の効率化や物流施設の適正な立地に資する施策案を検討します。

4 今後の検討の進め方

今回お知らせした調査の結果に加え、物流施設の立地や物資の輸送についての分析や課題に対しての対応策を検討していきます。

また、その結果から交通計画やまちづくり計画等に展開し、今後の近畿圏の物流面からみた都市交通施策のあり方を検討していきます。

5 京阪神都市圏交通計画協議会について

●京阪神都市圏交通計画協議会の概要

京阪神都市圏は、京都市・大阪市・堺市・神戸市の大都市や大津市・奈良市・和歌山市などの中核都市が共存する多核型の都市圏です。このような特徴的な構造を持つ都市圏の活性化に資する総合都市交通体系を確立するために必要な調査研究を行う組織として、都市圏内の府県・政令指定都市及び関係機関において京阪神都市圏交通計画協議会が構成されています。

本協議会では、人の動きに着目した「交通実態調査(パーソントリップ調査)」と物の動きとそれに関連する貨物自動車の動きに着目した「物資流動調査」を実施しています。



●京阪神都市圏交通計画協議会の活動状況

これまでの協議会の取り組みを協議会のホームページにて紹介しています。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/pt/>

京阪神都市圏

検索



京阪神都市圏交通計画協議会 事務局構成団体 連絡先

代表

国土交通省 近畿地方整備局
企画部 広域計画課
TEL : 06-6942-1141

大阪府 都市整備部
交通道路室 道路整備課
06-6941-0351

和歌山県 県土整備部
道路局 道路政策課
073-432-4111

堺市 建築都市局
交通部 交通政策課
072-228-7756

阪神高速道路(株)
計画部 調査課
06-6252-8121

滋賀県 土木交通部
都市計画課
077-528-4182

兵庫県 県土整備部
まちづくり局 都市計画課
078-341-7711

京都市 都市計画局
歩くまち京都推進室
075-222-3483

神戸市 住宅都市局
交通政策部 公共交通課
078-322-6648

(独)都市再生機構
西日本支社 都市再生業務部
06-6969-9134

京都府 建設交通部
道路建設課
075-414-5332

奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局
地域デザイン推進課 都市計画室
0742-27-7520

大阪市 都市計画局
計画部 交通政策課
06-6208-7843

西日本高速道路(株) 関西支社
総務企画部 企画調整課
06-6344-8888